

共同募金配分金 助成金交付基準

【助成金額】

助成金額は以下とする。

- (1) 地区社会福祉協議会が行う福祉推進事業

助成金額 10万円以内

- (2) 自治会、福祉団体やボランティア団体等が行う福祉推進事業

助成金額 総事業費の2分の1（千円未満切捨） 10万円以内

- (3) その他本会が特に福祉効果が高いと認めた福祉推進事業

助成金額 20万円以内

【事業の区分】

福祉推進事業とは以下のものとする。

事業区分1：基盤整備活動

「地域を知り、住民参加を図る」活動

福祉課題のある人の状況等を把握し、計画・実践していくための基礎づくりの活動や、地域福祉の推進を図るために、より多くの地域住民が福祉にかかわるようにするための活動

A福祉マップや地域防災マップの作成・更新

(例) 地域を知り、支え合いを広げる活動

B“わたしたちの周りの福祉課題を考える会”の実施

(例) 各町全体または各区ブロック毎で、地域の福祉課題やニーズを話し合う。

当事者（一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等）と共に懇談会の実施やアンケート調査。

C担い手（ボランティア）の育成・組織化

(例) ボランティア活動に興味・関心のある地域住民を募り、ボランティア入門講座の実施や組織化をおこなう。移送支援、買い物支援、配食サービスなど福祉課題の解決に取り組むボランティアの活動を育成。

事業区分2：地域の強化活動

①「学びあう」活動

地域福祉活動の推進や発展のために、地域住民を対象に研修や体験事業をおこなう活動

A 地域福祉、福祉課題別の理解促進のための研修

(例) 地域住民等を対象に福祉課題に関する研修会(高齢、障害、子育て、防災など)を実施する。

B 当事者を理解するための体験学習

(例) 地域住民等を対象に当事者への理解を深めるために体験学習を実施する。

C 子どもたちと地域をつなぐ福祉教育

(例) 学生や子ども達が地域に出向いて、高齢者や障がい者等と交流する活動や、地域住民が学校等を訪問し、交流する活動。自分のまちを知り、理解するきっかけとなる学習交流事業。

②「ふれあう」活動

当事者同士、あるいは当事者とボランティア・地域住民の交流を通して、地域の中でのふれあいを促進する活動

A 当事者の交流活動

(例) 一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児者の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等、当事者同士の交流を図る。

B 当事者の地域活動への参加促進

(例) 高齢者や障がいのある人等が地域活動に気軽に参加できるように、呼びかけや行事内容を工夫する。

C 福祉施設との交流活動

(例) 地域にある福祉施設との交流を深め、施設行事等への協力をおこなったり、地域活動の充実を図っていくために連携・協働をすすめる。

③「支えあう」活動

支援を要する住民に対して、地域の支えあいの一環として、可能な範囲で生活支援をおこなうとともに、地域の課題を認識・共有していく活動。

A 見守り訪問活動

(例) 一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等を定期的に訪問し見守るとともに、相談を受けたり必要に応じて関係機関へつなぐなどの活動。

B 居場所づくり活動

(例) 孤立防止のための居場所づくりの活動。高齢者、子育て世代など孤立しがちな住民の地域における関係づくり、支えあいづくりに繋がる活動。

【助成金の対象とする事業費目】

※いずれの費目も全て領収書が必要となります。

費目	内容
謝礼金	研修会、講習会等の講師謝礼
使用料	会議室等の使用料、借上料
広報費	行事等のポスター印刷代、活動記録のための写真印刷代
材料費	料理講座等の調理にかかる材料費、茶菓程度の飲食代、 手芸や園芸講習会等の材料費（いずれも高額なものは不可）
保険料	会員等の保険代、事業保険代
入場料	施設見学等の入場料、拝観料
事務用品費	活動にかかる事務用品代、消耗品代
行事用品費	行事に必要な用品
備品費	行事用品代、事務用用品代
燃料費	ガソリン代（1kmあたり30円までの補助とする） （送迎支援等に係るものに限る、スタッフの移動交通費は対象としません） （運行状況の分かる資料の提出も必要となります）
※その他、本会が特に必要と認める費目	

【助成金の対象としない事業費目】 ※自己資金でまかなうことが妥当な経費

費目	内容
飲食費	会議、交流会等でのお弁当等の飲食代またはそれに類するもの
旅費	高額な交通費、単なる旅行費等
人件費	報酬、時給、スタッフ交通費、日当等に類するもの
参加賞・お土産・景品費	参加者のお土産等、持ち帰る景品など利益となるもの
修繕費	建物の増改築や補修、整備に関するもの
備品費	高額・高性能なOA機器や作業機械、その他の備品等
おやつ	茶菓程度を超える菓子（ケーキや和菓子など）
機関紙や広報誌	団体の維持・運営経費は、助成対象となりません。